

奈良学園大学 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関係 (疑い含む) 出席停止期間早見表

2022.9.2

以下に該当する場合、出席停止とする。

以下の表に示す「▲日目」という日数は、右記のように数える。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

	症状等	具体例	0日目に該当する日	出席停止となる期間	注意事項	公欠届 (感染症罹病) に添付する書類等
①	感染した (症状あり) 注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・かぜ症状を発症し、受診の結果COVID-19と診断された ・かぜ症状があり抗原検査キットで検査したら「陽性」だった 	発症した日	発症日から10日以上経過し(10日目以降)、かつ症状が軽快して72時間以上経過するまで。保健所から自宅隔離期間の指示がある場合はそれに従う。		①感染したことがわかる書類 (マイハース [My HER-SYS] のプリントアウト、保健所からの通知書類など) ②出席停止期間中の体調管理票
②	感染した (症状なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・症状はないが抗原検査キットでの検査やPCR検査を受けた結果「陽性」だった 	検体採取した日	7日目まで。保健所から自宅隔離期間の指示がある場合はそれに従う。ただし、期間中に有症状となった場合は①の通りとする。	10日目までは慎重に健康状態を観察する。	
③	濃厚接触者に特定された	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族が感染した ・感染者との接触があり保健所から濃厚接触者に特定された ・学内で発生した感染者の濃厚接触者に特定された (注7) 	感染者と最後に接触した日 同居家族の場合、①感染者が発症した日又は検体を採取した日と②感染対策を始めた日の遅いほうの日	5日目まで。注3) 保健所からの指示があった場合はそれに従う。ただし、期間中に有症状となった場合は、④の通りとする。	10日目までは慎重に健康状態を観察する。家庭内で新たに感染者が発生した場合は、その日から再度期間を決定し直す。	①出席停止期間中の体調管理票 ※行動メモ欄に、接触した感染者の発症日や感染の判明日、接触した日など濃厚接触者となった状況がわかるよう記載する。 ※※あれば、接触した感染者のマイハース [My HER-SYS] のプリントアウトや保健所からの通知などを提出する。
④	COVID-19を疑う症状注1)がある	<ul style="list-style-type: none"> ・症状があるが、受診先が見つからず診察を受けられていない ・症状があるが抗原検査キットでの検査やPCR検査が受けられていない 	発症した日	発症日から10日以上経過し(10日目以降)、かつ症状が軽快して72時間以上経過するまで。		①出席停止期間中の体調管理票
⑤	症状注1)があるがCOVID-19ではなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・かぜ症状があり受診したが、医師からCOVID-19ではないと診断された ・かぜ症状があり抗原検査キットで検査したら「陰性」だった ・かぜ症状がありPCR検査センターで検査を受けたら「陰性」だった 	発症した日	解熱剤等を服用していない状態で全ての症状が消失して3日が経過するまで出席停止措置 (ただし、3日については医師の診断により変更可能) 注4)	症状が続く場合は再受診すること。	①医療機関の領収証、または診療明細書のコピー ②薬を処方された場合は調剤明細書のコピー (ただし、臨地実習中の場合は実習要綱等に従う) ③出席停止期間中の体調管理票
⑥	同居家族にCOVID-19を疑う症状注1)がある	<ul style="list-style-type: none"> ・家族にCOVID-19を疑う症状があり、受診先を探している ・同居家族が家庭外の感染者の濃厚接触者に特定され、かぜ症状を発症している 	発症した日	発症している家族の「陰性」が確認されるまで	陰性が確認されても、10日目までは慎重に健康状態を観察する。	①出席停止期間中の体調管理票 ※行動メモ欄に同居家族の発症日や症状を記録
⑦	同居家族が無症状濃厚接触者に特定された	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族が家庭外の感染者の濃厚接触者と特定されたが、症状はない 		出席停止とはしない。ただし、家庭内でのマスク着用や手指消毒などの感染予防策を徹底する。	家族が濃厚接触者としての待機期間を過ぎるまでは、慎重に健康状態を観察する。	

注1) 「有症状」とは、微熱 (普段の体温より高い状態) ・発熱 (体温が37.5度前後より高い状態) 以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調とする。「有症状」の場合は、かかりつけ医等身近な医療機関 (近医) に電話で相談して受診すること。「近医」がわからない場合は「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」 (地域により名称が異なる) に電話で相談すること。

注2) 本早見表の「出席停止」とは、登学や実習についての出席停止のことである。オンライン授業の場合の出席停止については、科目担当教員が当該学生の体調により判断することとする。

注3) 抗原定性検査キット (薬事承認されたもの) で、2日目・3日目の陰性を確認後、社会機能維持者であるか否かに関らず、3日目から待機の解除を可能とする。解除の判断については保健所に確認不要。(2022.3.16付,7.22一部改正厚労省事務連絡) 「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>

注4) PCR検査の感度は70%程度と言われている。そのため、PCR検査で陰性であっても、新型コロナウイルス感染症でないとは言い切れないことがある。そのため、PCR検査で陰性であっても、かぜの症状がある場合には、加療を優先させて体調回復するまで自宅待機をすることを基本とする。ただし、症状が長引いた場合で、医師が、「非感染性であり、出席可」と判断した場合は登学可となり、出席停止の対象から外れることとなる。

注5) その他、「学生の出席停止」についての最終的判断は学科長判断とする。出席停止になった場合は、登学時に公欠届の手続きをすること。

注6) 「本早見表」は、現時点での新型コロナウイルス感染症関係 (疑い含む) の出席停止に関する原則をパターン別に示している。今後の知見の動向等により、必要時更新し、柔軟に対応するものとする。

注7) 本学の学生または教職員の中で陽性者が確認され、その者と接触があった者 (本学の学生) を濃厚接触者候補範囲に特定するかどうかの判断は学生支援センター長が行う。なお、教職員の濃厚接触者候補範囲に特定するかどうかの判断は事務局長が行う。(令和4年2月4日臨時企画運営会議決定。令和4年1月26日付奈良県通知対応。)